

## 埼玉県景気動向指数懇話会設置要綱

### (目的)

第1条 埼玉県の景気動向指数の作成に関して必要な専門的助言を受けるため、埼玉県景気動向指数懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (助言事項)

第2条 懇話会において助言を受ける事項は、以下のとおりとする。

- (1) 景気動向の把握に関する事
- (2) 景気基準日付に関する事
- (3) その他景気動向指数の作成に関して必要と認められる事

### (委員)

第3条 懇話会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から知事が就任依頼又は選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間研究機関の職員
- (3) 国等関係機関の職員
- (4) 県の職員

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任した日から当該年度の末日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は、会長の指名による。
- 3 会長は、懇話会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故のあるときは、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて埼玉県総務部長が招集する。

- 2 第3条第2項第2号、第3号又は第4号に該当する委員は、専門的助言を行う上で必要があると認められるときは、所属の他の職員を代理出席させることができる。
- 3 懇話会は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、埼玉県総務部統計課で行う。

### (懇話会規定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行する。